

新興感染症発生・まん延時における医療に関する記載内容について

1 前回の保健医療福祉推進会議での発言要旨

「愛知県地域保健医療計画（別表）の新興感染症発生・まん延時における医療に関する記載内容について、発熱外来に○が付いている医療機関と○が付いていない医療機関は発熱外来の協定の有無が基準となっているが、発熱外来の実施と協定の締結について病院によって捉え方が異なっており、認識を統一した方が良いのではないか。」との意見がありました。

2 県（感染症対策課）の回答

県の姿勢としては、協定を結んでいなくても新興感染症発生時において発熱外来を実施していただける医療機関に対して、発熱外来実施の協定の締結を無理強いすることはありませんが、協定締結に向けた前向きな検討をお願いしていくことになります。

なお現在、協定締結の意向を示した医療機関と順次協定を締結しているところですが、愛知県感染症予防計画に目標値を定めており、目標に達しない場合は、協力を要請することもあります。